

環境省の

既存の民間建築物を対象とした省エネ補助金が公募開始!

【公募期間】
令和5年5月23日(火)～6月30日(金)17時必着

環境省 補助事業名：令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
既存建築物における省CO2改修支援事業のうち**民間建築物等における省CO2改修支援事業**

執行団体：一般社団法人静岡県環境資源協会（略称「SERA」）
対象業種：民間企業、個人事業主、独立行政法人、国立・公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
補助率：**1/3（上限5,000万円）費用対効果による上限あり（3ページ目を参照）**
対象経費：設備費・工事費（撤去処分費等除く）


■ 主たる申請条件

- 導入前の設備に対して、CO2排出量を機器対比で30%以上削減できる設備を導入すること※1
- 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築※2がされること
- 申請者が所有する建物であること
- 実施期間は**単年度**。支払完了は最長**令和6年2月20日**まで
- 事業完了後**3年間**、事業報告書を提出すること
- 事業報告書において運用改善の実施状況や成果等を報告すること

※1.照明は補助対象外ですが、CO2削減率の算定において照明の削減効果を加味することは可能です。

※2. 運用改善体制の例 設備の改修後、当該設備によるエネルギー使用量等を計測・分析・評価することで、導入後も継続してさらなる省エネが実現できる体制を指します。
①上記を行う社内会議（委員会等）の設置等 ②外部事業者（ESCO事業者、エネマネ事業者等）への委託契約 ③エコアクション21、ISO50001等の認証など

採択事例

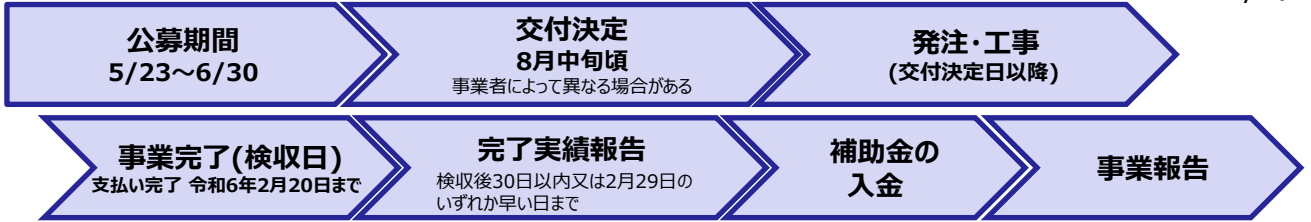
<p>◆物件概要 病院 地上5F（延床面積 3,700㎡）</p> <p>◆省エネ改修内容 空調の改修</p> <p>◆省エネ改修内容 <空調設備改修の内容> 〔改修前〕吸収式1台+冷専房-1台+パッケージエアコン3台〔405kW〕 〔改修後〕高効率ビル用マルチエアコン(VRV X)5台+冷専房-1台+パッケージエアコン3台〔400kW〕</p> <p>◆運用改善のための体制内容 ダイキンエアネットサービスシステムを導入し、設備更後の運用改善を図る。</p> <p>◆空調設備対比の省エネ率 42.0%</p>		<p>◆事業費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業費総額</td> <td style="text-align: right;">約8,500万円</td> </tr> <tr> <td>補助金 (1/2補助※)</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>実質ご負担額</td> <td style="text-align: right;">約4,700万円</td> </tr> </table> <p>※令和5年度の補助率は1/3です。</p>	事業費総額	約 8,500万円	補助金 (1/2補助※)	↓	実質ご負担額	約 4,700万円
事業費総額	約 8,500万円							
補助金 (1/2補助※)	↓							
実質ご負担額	約 4,700万円							

昨年度の採択物件

- ・老健施設
- ・病院
- ・ホテル
- ・学校 等

■ 昨年度からの主な変更点：申請できる者として、個人事業主が追加されました。

1 スケジュール



※事業報告は令和8年度まで計3回。
(年度毎に年度終了後30日以内に提出)

2 対象となる建物の用途

用途	具体例	対象外建物の例
事務所等	事務所等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、 自転車駐輪場、倉庫、観覧場、 卸売市場、火葬場、キャバレー、 パチンコ屋、競馬場・競輪場
ホテル等	ホテル、旅館等	
病院等	病院、老人ホーム、福祉施設等 (建築用途が非住宅の場合)	
物販店舗等	百貨店、マーケット等	
学校等	小中学校、高等学校、大学、高専学校、専修学校、各種学校等	
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館、博物館等、体育館、公会堂、集会場等、映画館等	

注) 対象施設内のテナント部分、国立公園法第10条第3項の規定に基づく環境大臣の認可を受けた宿舍事業施設は対象外

3 主な補助対象となる設備の範囲

設備	対象設備の範囲
空調設備	熱源、ポンプ、空調機器等 高効率機器に限る (PAC 等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること) パッケージエアコン (オフィス・店舗用) 及びビル用マルチエアコンのうち、2グレード展開されているものは、APFの高いグレードの機種のみを補助対象とする。ただし、同一能力に上位グレードがない場合や既設リニューアル向けに上位グレードがない場合等はこの限りでない。(※1) 複数のシステムの組み合わせによるものも認める。 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。
	ルームエアコン ルームエアコンは建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分 (い) を満たす機種であること。
空調・給湯設備 (※2)	給湯器 高効率機器に限る。(潜熱回収型、ヒートポンプ型等) 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。
	ボイラー 高効率機器に限る。更新前よりも熱効率が高いこと 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。
換気設備	省エネ型の第一種換気設備等 (全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等)
電気設備	第二次トップランナー基準を満たす変圧器のみを補助対象とし、機器費及び設置に要する経費 (配線工事費を除く) に限る。 (受変電設備に含まれる区分開閉器、断路器、遮断器、保護継電器、計器類、避雷器、コンデンサ、リアクトル、配電盤、電気室・キュービクル筐体等は補助対象外) 補助対象にできる変圧器は補助事業実施に伴い必要と認められるものに限る。 (例: GHPから EHP更新に伴う変圧器の追加やより大容量のものへの更新等で追加または増加分のみを補助対象とすること)
	分電盤・動力盤等 補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る (補助対象外となる負荷設備にも使用されるものは負荷容量等で対象と対象外を按分し、その計算方法を示すこと)
BEMS、測定機器	運用管理等に必要な部分に限る。 導入する場合は、申請書内のエネルギー管理計画欄にその計画を記載すること。

- ※1: 上位モデルラインナップに同一能力機がない場合はVRV-A、VRV-Q、Eco ZEAS等も補助対象となります。
 - ※2: 循環加温用のための給湯設備 (浴場施設や温水プールの加温のための設備) は補助対象外。ただし、浴場施設や温水プールであっても、シャワーや洗面用途のための給湯設備は対象とする。
- 注) 照明設備は補助対象外経費となります。

4 補助金の交付額

原則として補助対象経費の次の割合を補助する。

3分の1（上限：5,000万円）

なお、CO₂排出量1トンを削減するために必要な補助金額が、29,000[円/t-CO₂]を超える場合は、29,000[円/t-CO₂] × CO₂の排出削減量[t-CO₂]から求めた補助金額を上限とする。

CO₂排出量1トンを削減するために必要な補助金額

$$= \text{補助金の見込み額[円]} \div (\text{CO}_2\text{排出削減量[t-CO}_2\text{/年]} \times \text{耐用年数[年]})$$

5 採択ポイント（審査基準案）

公共性が高く資金回収・利益を期待することが困難であること	補助事業の公益性
	補助金事業に関する資金回収に要する期間
	ランニングコスト減少額と資金回収期間の算定根拠
モデル・実証的性格を有し、事業への波及効果が大いこと	モデル・実証的性格を有し、事業への波及効果が大いこと
波及効果も含めたCO ₂ 削減効果の定量化が可能であること	CO ₂ 1t削減するためのイニシャルコスト
	削減効果の算出方法の明確さや考え方の妥当性
日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できること	補助事業により導入する技術の活用・展開の見通し
資金計画の妥当性	補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性
改修工事内容の妥当性	改修工事の内容の妥当性
高効率設備・改修工事の発注の妥当性	高効率設備及び改修工事を発注するにあたり、周知期間や選定方法等の妥当性
事業の実施体制の妥当性	補助事業を実施する事業者、リース会社等との連携体制及び役割分担の妥当性
設備の管理体制の妥当性	導入する高効率設備のメンテナンス方法や故障時の対応等の妥当性
運用改善に関する体制の構築	運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築がなされていること

- 省エネ型の第一種換気設備、需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合は審査の際に加点対象となります。
- 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業については審査段階において加点対象となります。

6 交付申請時の主な必要書類について

- ① 交付申請書
- ② 実施計画書
- ③ 省エネ法定定期報告対象者は直近2カ年の定期報告書
- ④ エネルギー供給会社発行の証明書
- ⑤ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築に関する資料
- ⑥ 補助事業者向けハード対策事業計算ファイル
- ⑦ 省CO₂排出量集計表
- ⑧ 対象設備の省エネ計算資料等
- ⑨ ランニングコスト計算書
- ⑩ 工程表
- ⑪ 経費内訳
- ⑫ 参考見積書
- ⑬ 見積書の根拠資料（材料費・労務費・諸経費）
- ⑭ 交付要件等確認書
- ⑮ 企業概要
- ⑯ 定款又は寄付行為
- ⑰ 履歴事項全部証明書
- ⑱ 建物登記簿
- ⑲ 建築確認申請書/確認済書
- ⑳ 直近2カ年の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- ㉑ 更新前後の設備状況がわかる書類（システム図、配置図、仕様書、カタログ、機器表等）
- ㉒ 図面等（位置図、平面図）

※ 詳しくは執行団体ホームページ記載の「交付申請時提出書類一覧表」をご確認下さい。

7 問合せ先窓口及び提出先

一般社団法人 静岡県環境資源協会

省CO₂促進事業 支援センター

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町12-6 シャンソンビル紺屋町7階

TEL : 054-266-4161 FAX : 054-266-4162 Email : center@siz-kankyoku.or.jp

URL : http://www.siz-kankyoku.jp/2023CO2_minkan.html

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。